

## 宮沢竹堂「権七救荒行」小考

堀口 育男

### 一 初めに

国立国会図書館所蔵『毛游漫草抄』<sup>(1)</sup>（写本一冊）は、江戸在住の詩人宮沢竹堂<sup>(2)</sup>が、弘化三年七月から同年九月にかけて、上州新田郡地方に遊んだ折の、客中に得た詩七十六首を録したものである。作品の大部分は七言絶句を中心とする近体詩であるが、やや長編の古詩三首が含まれてをり、作者の思想や関心の所在を窺ふ上で、注目すべきものと思はれる。その三首とは、

「長楽寺、謁世良田源豫州墓」

「永夜無事有所感、再詠左将」

「権七救荒行」

の三篇であるが、最初の二首に就いては、已に別稿で取り上げたので、<sup>(3)</sup>本稿に於ては、残る「権七救荒行」に就て考察を試みることにしたい。

まづ、初めに作品を示して置く。

## 権七救荒行

天保八年、歳大飢荒、上毛鴻巢有百姓権七者、経営賑給、官褒之、許其称氏且帶刀、余弘化丙午秋九月、帰途舍鴻巢、問之主、益得其詳矣、有所為、因賦之

有金不可食、有珠餐不得、此理人所知、何為不深極、丙申之秋歳不豊、丁酉告飢四疆窮、一斗千緡不可購、可憐餓孳填西東、鴻巢有民名権七、居常儉謹富不溢、多為流氓發困倉、飲之食之三十日、生存殆逮三万人、他邑称惠無徳色、具吏文書具以聞、称氏帶刀聊褒勤、君不見古先聖王重三事、授之田疇授之器、不重金玉唯重農、重農之効致泰治、又不聞王侯貴人驕且奢、政先培克昵佞邪、珠翠滿殿飽將死、内費不給一春花、徭役之外督先納、下民困墊每怨嗟、高堂明燭不照遠、推恕何肯到娘爺、嗚呼嘻噫列国賢佐称讚権七義、薄斂恤孤加撫字、不重金玉重三農、四方之民襁負至

## 二、作品の解釈

題は「権七救荒行」。権七といふ人物が饑饉で苦しむ人々を救つたこととうた、の意。権七については、後述する。救荒は、饑饉を救ふ。行は、樂府の一体。

題に続いて序がある。

天保八年、歳大飢荒、上毛鴻巢有百姓権七者、経営賑給、官褒之、許其称氏且帶刀、余、弘化丙午秋九月、帰途舍鴻巢、問之主、益得其詳矣、有所為、因賦之、

(天保八年、歳大いに飢荒す。上毛鴻巢に百姓権七なる者有りて経営賑給す。官、之れを褒し、其の氏を称し且つ刀

を帯ぶるを許す。余、弘化丙午秋九月、帰途鴻巢にやど舎り、之れを主に問ひ、益々其の詳かなることを得たり。為す所有り。因りて之れを賦す。）

天保八年は、この作品の詠ぜられた弘化三年より丁度足掛け十年前である。飢荒は、凶作で作物などが穰らないこと。所謂、天保の饑饉を指す。天保の饑饉とは、天保四年から同七年にかけて全国的に起きた饑饉で、前後数年を含めて「七年飢渴」とも呼ばれ、享保の饑饉、天明の饑饉と並ぶ大饑饉であつた。<sup>5)</sup>上毛は、上州と同じく、上野国の異称であるが、ここは武蔵国（武州）の誤りである。鴻巢は、武蔵国足立郡に属し、中山道の宿駅。現在の埼玉県鴻巣市。経営は、方策を立てて物事の実現の為に働くこと。賑給は、貧窮者に食物などを施し与へて賑はすこと。『後漢書』第五訪伝に「訪乃開倉賑給、以救其敝。」（訪乃ち倉を開きて賑給し、以て其の敝を救ふ。）とある。官は、ここでは幕府。褒は、善行を褒める。「許其云々」は、所謂、苗字帯刀を許したことを言ふ。弘化丙午は、弘化三年。帰途とは、新田郡での滞在からの帰途。主とは、旅宿の主人のことであらうが、その名を詳らかにしない。益は、以前からある程度は聞き知つてゐたが、といふ意味合ひ。有所為は、やや解しにくい。或いは、有所感（感ずる所あり）などの誤りか。

以下、詩の本文であるが、内容及び換韻から、六段に分けて見て行く。

有金不可食 こがね 金有れども食ふべからず

有珠餐不得 珠有れども餐くらひ得ず

此理人所知 此の理は人の知る所なるに

何為不深極 なんす 何為れぞ 深く極めざる

第一段。世間で珍重する金銀珠玉といった財貨は、それがどれ程有らうが、いざといふ時、食物の代りにはなり得ない。これは当然の道理なのに、人々は疎かにしがちである、といふ。珠は真珠。餐は、飲食する。

詠じ起こしに、先づ、一般論を述べるのであるが、作品の主題とも関はる核心的な主張の提示ともなつてゐる。全体が七言を基調としてゐる中で、このみが五言であることは、これが作品の導入部の役割を荷つてゐることを、形の上からも示してゐる。

丙申之秋歲不豊 丙申の秋 歲 豊かならず

丁酉告飢四疆窮 丁酉 飢を告げ 四疆窮す

一斗千緡不可購 一斗 千緡もてすら購ふべからず

可憐餓孳填西東 憐むべし 餓孳 西東を填むるを

第二段。天保七、八年の凶作により、米価が騰貴し、多くの餓死者が出たことを言ふ。

丙申は、天保七年。丁酉は、同八年。四疆は、国の四方の境。ここでは、国全体の意。七年、八年と困窮の度合ひが増したのである。一斗は、米一斗といふことであらう。緡は、錢差。また、それに貫いた錢。「一斗云々」の句は、米一斗が錢千緡の価となり、庶民には買ふことが出来ない、とも、米一斗を錢千緡を出しても買ふことが出来ない、とも解せられるが、何れにせよ、米価の非常な騰貴を言ふもの。餓孳は、餓死者。『孟子』梁惠王上に「塗有餓孳而不知發。」（塗に餓孳有れども發するを知らず。）とある。填は、うづめる。ふさぐ。填西東とは、到る処に餓死者が倒れてゐるさまを言ふ。

鴻巢有民名権七 鴻巢に民有り 名は権七

居常儉謹富不溢 居常儉謹にして 富めども溢らず

多為流氓発困倉 多く流氓の為に困倉きんさうを発す

飲之食之三十日 之れに飲ましめ之れに食くらはしむること 三十日

生存殆逮三万人 生存 殆ど三万人に逮およぶ

他邑称惠無徳色 他邑 惠を称するも徳とする色無し

県吏文書具以聞 県吏 文書もて具さに以て 聞す

称氏带刀聊褒勤 氏を称せしめ刀を帯びしめ 聊か褒勤す

第三段。権七の「救荒」の行為とその褒賞たる苗字带刀のことを詠ずる。

居常は、平生。常日頃。儉謹は、質素で慎み深い。溢は、驕つて贅沢をする。『孝経』諸侯章に「満而不溢。」（満つれども溢らず。）とある。流氓は、流民。食物を求めてさすらふ人々。困倉きんさうは、穀物倉。発困倉とは、自家の米倉を開いて窮民に施したことを言ふ。他邑は、他所の村も、の意であらう。称惠は、恩恵を賞賛する。惠み深い行為を褒め讃へる。無徳色は、自分の行為をひけらかして偉ぶるやうな態度がない、といふこと。県吏は、代官所の役人をいふのであらう。褒勤は、働きに対し褒美を与へる意か。或いは、褒勤の誤か。それならば、善行を褒め勧める。奨励する。但し、何れにせよ、韻が合はず、不審。

君不見古先聖王重三事 君見ずや 古先聖王 三事を重んじ

授之田疇授之器 之れに田疇を授け 之れに器を授く

不重金玉唯重農 金玉を重んぜず 唯だ農を重んず

重農之効致泰治 農を重んずる効は泰治を致す

第四段。儒教の理念に於て、古来、農事が重んぜられてゐることを言ふ。

古先聖王は、儒教理念に於ける上古の聖天子。『尚書』康誥に「古先哲王」の語が見える。三事は、『毛詩』大雅、蕩之什「常武」に「不留不処、三事就緒。」（留まらず処らず、三事緒に就かしめよ。）とあり、『集伝』に「三事未詳。或曰三農之事。」（三事は未だ詳かならず。或いは曰はく、三農の事なりと。）とある。三農は、高原、平地、低湿地の、三種類の地形に於ける農耕を言ふ。また、春耕、夏耘、秋収の三季の農事を言ふ場合もある。三事に就いては、また『春秋左氏伝』文公七年に「正徳利用厚生、謂之三事。」（正徳、利用、厚生、之れを三事と謂ふ。）とあり、正徳（民の徳を正す）、利用（民の生業の利便を図る）、厚生（民の生活を豊かにする）の三つの事柄とも解せられる。田疇は、田畑。耕作地。器は、ここでは農具。金玉は、黄金と珠玉。貴重な財貨。泰治は、安らかに治まること。

又不聞王侯貴人驕且奢 又た聞かずや 王侯 貴人 驕り且つ奢る

政先培克昵佞邪 政は培克を先とし 佞邪に昵しむ

珠翠滿殿飽將死 珠翠殿に満ち 飽きて將に死なんとす

内費不給一春花 内費給せず 一春の花

徭役之外督先納 徭役の外 先納を督し

下民困墊每怨嗟 下民困墊し 毎に怨嗟す

高堂明燭不照遠 高堂の明燭 遠きを照さず

推恕何肯到娘爺 恕を推して 何ぞ肯て娘爺に到らん

第五段。前段で述べた、理念上の、理想的な政治に対比して、現実の為政者たちは贅沢三昧に耽り、農民に対しては、租税を取り立てることばかりを考へ、その生活を思ひやることがない、と言ふ。

驕は、おごりたかぶること。奢は、贅沢。培克は、酷しく税を取り立てる役人。また、その行為。『毛詩』大雅、蕩之什「蕩」に「曾是強禦、曾是培克。」（曾ち是れ強禦、曾ち是れ培克。）とあり、『集伝』に「培克、聚斂之臣也。」（培克とは聚斂の臣なり。）とある。また、『孟子』告子下に「培克在位、則有讓。」（培克位に在れば則ち讓有り。）とあり、『集註』に「培克、聚斂也。」（培克とは聚斂なり。）とある。昵は正しくは昵だが、混同して用ゐられる。なれたしむ、の意。佞邪はへつらひ、よこしまなこと。ここでは、そのやうな者。珠翠は、真珠と翡翠を言ふ場合もあるが、ここでは、真珠が取れる蚌の肉と翠鳥の肉の意で、珍味を言ふ。三国、魏、曹植「七啓」に「珠翠之珍」の語がある。飽は、飽食する。内費は、奥向の費用といふことか。「内費不給一春花」は、やや解しにくいが、奥向の贅沢により、費用が高んで、春の花の時期が終らない内に、（花見の宴の費用だけで）已に豫算を超過してしまふ、といふことか。徭役は、夫役。先納は、納期の来る前に年貢を納めさせることであらう。下民は、庶民。困墊は、疲れ苦しむこと。怨嗟は、恨みなげくこと。高堂は、高く立派な建物。王侯貴人の居るところ。明燭は、明るい燈火。「高堂明燭不照遠」は「燈台下暗し」を反用したものか。恕は、思ひやりの心。推恕とは、思ひやりの心を身近なところから、広い範囲へと推し広めて行くこと。儒教思想に於ける、為政者の責務。娘爺は、一般的には、爺娘であるが、ここは、押韻の都合で顛倒した。父母の俗語的な言ひ方。田舎びた庶民の夫婦。「高堂云々」の二句は、為政者に思ひやりの心が無く、その恩恵が一般庶民にまで及ばないことを言ふ。

嗚呼嘻噫列国賢佐称讚権七義

嗚呼、嘻噫、列国の賢佐、権七の義を称讚し

薄斂恤孤加撫字

薄く斂め恤み撫字を加へ

不重金玉重三農 金玉を重んぜず 三農を重んじなば

四方之民襁負至 四方の民 襁負して至らん

第六段。諸大名の重臣（家老など）たちが、権七の行ひを見習つて、租税負担を軽くして民に恩恵を施し、かつ、農業を重んずるならば、必ずや理想的な世の中が実現することであらう、と言つて結ぶ。

嗚呼、嘻噫は、ともに詠嘆の辞。賢佐は、君主を補佐する立派な臣下。義は、ここでは、立派な行為。薄斂は、租税を軽くすること。『春秋左氏伝』昭公二十一年に「薄斂已責。」（斂を薄くして責を已む。）とある。恤孤は、身無し子を憐れみ救ふこと。『大学』に「上恤孤而民不倍。」（上、孤を恤めば民倍かず。）とある。撫字は、名で慈しむこと。愛養する。三農は、三事（第四段）のところに述べた。襁負は、子供を背負ふこと。『論語』子路に「四方之民、襁負其子而至矣。」（四方の民、其の子を襁負して至らん。）とある。

### 三、権七とは誰か

ここで、本作品の主人公と言ふべき権七とは如何なる人物か、に就いて検討したい。

作品の内容から、権七に就いて分かることは、

- ・ 鴻巣の百姓であった。
  - ・ 天保八年の饑饉の時に、窮民を救済した。
  - ・ 官（幕府）は、その褒賞として苗字帯刀を許した。
  - ・ 平素より儉約に努め、富裕であつても、驕ることがなかつた。
- （以上、序より）



- ・ 饑饉の時には、自家の米倉を開いて、三十日に三万人の窮民を救った。
  - ・ 官（幕府）より褒賞を受けても、少しも偉ぶることがなかった。（以上、第三段より）
- といつたことである。

鴻巣地方の歴史書や地誌類を閲すれば、これに該当する人物が容易に見出だせさうなものであるが、管見の範囲に於いては、未だ右の条件にびたりと当て嵌まる人物を見出し得てゐない。但し、若干の相違点はあるものの、右の諸点とかなり重なり、かつ、鴻巣地方では非常に有名な人物が存在する。即ち、「お助け権兵衛」こと河野権兵衛である。

河野権兵衛は、鴻巣在糠田村の豪農である。その祖は伊豫の河野氏に出で、寛永頃に糠田村に落ち着いたといふ。ここに言ふ権兵衛はその七代目で、名を定祥と言つた。<sup>6)</sup>『新編武蔵風土記稿』巻之百五十、足立郡之十六、糠田村の条、「褒賞」には河野権兵衛の名が挙げられてをり、

代々当村の百姓なり、権兵衛は篤実廉直のものにて、多年農耕に勤めて奇特のはからひありしゆへ、里民自ら一和せり、かゝりければ其善行近郷に聞えたりとぞ、天明三年飯塚伊兵衛が当村の御代官たりし時、彼が善行を聞え上て銀若干を賜ひ、且子孫まで苗字を名乗べく、其身一代は帯刀すべき由いひわたせしなり、それより猶も励みたりしに、明る四年関東飢饉なりしかば、貧民の助力として金二百両を施こし、同き五年近郷水溢の時も食物等村内へ出せしゆへ、御代官より再び奇特なる旨褒賞したりと云、今の権兵衛は彼が子なるが、父におとらず貞実のものにて、よく村民と和順して農業に勤めおこたらずと云り、<sup>7)</sup>

と記してゐる。これに拠れば河野権兵衛は、

- ・ 長年の勤勉と善行により、天明三年、代官より褒賞を受け、永代の苗字と一代の帯刀を許された。
- ・ 天明四年の饑饉の時、貧民のために金二百両を施した。
- ・ 天明五年の水害でも、食物を提供し、救済活動を行った。

・ 右により、再び褒賞を受けた。  
といふことになる。

これを、詩に詠ぜられてゐる権七と比べてみると、共通点は、

- ・ 鴻巣（近辺）の百姓であること。
- ・ 名前に「権」がつくこと。
- ・ 饑饉の時に救済活動を行ひ、幕府より褒賞を受けたこと。
- ・ 苗字帯刀を許されたこと。

といった諸点が挙げられる。しかし、相違点もあり、

- ・ （一字は共通とはいへ）名前が相違する。
  - ・ 救民活動を行なつたのが、河野権兵衛は天明の饑饉、権七は天保の饑饉であり、凡そ、五十年の間隔がある。
  - ・ 河野権兵衛が苗字帯刀を許されたのは、饑饉の救民活動を行ふ以前のことである。
- といった点が挙げられる。これらは、作者宮沢竹堂の伝聞の誤りによるものであらうか。

相違点の第三に就いては、目くじらを立てるほどのことではなからうが、第一と第二の点は、これが聞き間違ひであるとする、作者自身が地元で詳しく尋ね聞いたにしては、聊か杜撰であるとの誹りを免れないであらう。特に第二の点については、前述した如く天保の饑饉は、本作品の詠作より十年前に過ぎず、作者にとつては、まさに同時代のことである。一方、天明は、それより五十年も前のことであり、普通であれば混同することは有り得まい。しかも、作品中、干支を用ゐて、天保七年と八年のことを正しく詠み込んでゐるのであるから（第二段）、「天保」を単なる不注意で「天明」と誤写したのではなく、作者はまさしく天保の饑饉の時のこととして詠じてゐるのである。恐らく、結論的には、作者の杜撰に帰せざるを得ないと思はれるが、それを誘発せしめる何らかの事情があつたのかも知れない。

ところで、鴻巣近辺で、天保の饑饉の時、救民のために活動した人物として大間村の福嶋家六代目、福嶋貞雄なる人物がある。大間村は林大学頭の知行地で（旗本西尾家と相給）、福嶋家は代々名主を勤める家柄であり、林家の信任を受け、同家の武州の知行地の総括を勤めた。四代目の東雄（通称幸八、晩年は幸作）は、賀茂真淵に国学を学ぶ一方、俳号を杉夕と称して俳諧を嗜み、鴻巣宿の横田柳几門下であつた。更に特筆すべき業績として、独力で武蔵国の地誌『武蔵志』の編纂に従事したことが挙げられる。これは、『新編武蔵風土記稿』に先立つ、武蔵国全域を対象とした地誌として高く評価せられるものである。<sup>(8)</sup>

貞雄は、字を子耕、通称を耕八といひ、横見郡荒子村（吉見町）の成内氏から、東雄の子、五代目知雄の養子に入り、福嶋家六代目を継いだ。貞雄の事績に就いては、中村敬宇に「福嶋貞雄墓表」（『敬宇文集』卷之十所収）がある。即ち、次のやうなものである。

余嘗得福嶋貞雄所著贍民録而読之。其大意以謂。年歳之不能無凶歉。猶人之不能無疾病。故農家以備凶歉為首務。所以備凶歉者。莫善於以雜炊為食焉。蓋民俗謂菜蔬和飯。煮以為食者曰雜炊。此事雖若甚微。而為益極大。嘗推其數。一日一度食雜炊。十口之家。得羨穀一升。推之百万口。一歲羨穀三十六万石。天保中。此歲大饑。因約四十四村。共食雜炊。是時四方有餓死者。而隣近村邑。皆賴以得濟焉。故知一人減食。可救一人之飢。一村減食。可救一村之飢。等而大之。至於天下遍行此法。豈亦有饑荒之可患乎哉。其論深切懇至。国字書之。印送于府内八州。凡三千部。其用意之厚。洵可嘉尚已矣。貞雄通称耕八。武蔵横見郡荒子村成内丈助之次子也。養於足立郡大間村人福嶋知雄為子。地頭大学頭林君命為七村取締役。繼父職。最受知於快烈公。稱為有才幹。或召詢民事。貞雄有所對。公莫不称善。貌魁梧。有膽略。好賑人窮困。築堤防。蓄山泉。備患水旱。皆有法度。文久辛酉。五月三日。病没。葬於鴻巣勝願寺。享年七十七。積謚曰大悟院覺誓孝順円信居士。林君之臣鈴木繁善与貞雄善。其没也。以状來。請余表其墓。有子貞恭。嗣其家。<sup>(9)</sup>

(余、嘗て福島貞雄著す所の贍民録を得て之れを読む。其の大意に以謂らく、年歳の凶歉無き能はざるは、猶ほ人の疾病無き能はざるがごとし。故に農家は凶歉に備ふるを以て首務と為す。凶歉に備ふる所以は、雑炊を以て食と為すより善きは莫し。蓋し民俗、菜蔬を飯に和し、煮て以て食と為すものを謂ひて雑炊と曰ふ。此の事、甚だ微なるが若しと雖も、益を為すこと極めて大なり。嘗て其の数を推すに、一日一度雑炊を食はゞ、十口の家、穀一升を羨あますことを得ん。之れを百万口に推すに、一歳に穀三十六万石を羨さん。天保中、此歳大いに饑うう。因て四十四村を約し、共に雑炊を食ふ。是の時、四方餓死する者有り。而して隣近の村邑、皆頼りて以て済すくふを得たり。故に知る、一人食を減ずれば一人の飢ゑを救ふべく、一村食を減ずれば一村の飢ゑを救ふべきことを。等して之れを大にし、天下に遍く此の法を行ふに至らば、豈に亦た饑荒の患ふべき有らんや、と。其の論深切懇至なり。国字もて之れを書し、印して府内八州に送る。と、凡そ三千部なり。其の意を用ゐるの厚き、洵に嘉尚すべきのみ。貞雄、通称耕八。武蔵横見郡荒子村成内丈助の次子なり。足立郡大間村の人福島知雄に養はれて子と為る。地頭大学頭林君命じて七村取締役と為す。父の職を継ぐ。最も知を快烈公に受く。称して才幹有りと為し、或いは召して民事を詢ふ。貞雄対ふる所有れば、公善しと称せざる莫し。貌魁梧にして胆略有り。好みて人の窮困を賑はす。堤防を築き、山泉を蓄へ、患に水旱に備ふることに、皆法度有り。文久辛酉五月三日、病みて没す。鴻巣勝願寺に葬る。享年七十七。釈謚を大悟院覚誓孝順円信居士と曰ふ。林君の臣鈴木繁善、貞雄と善し。其の没するや状を以て来り、余に其の墓に表せんことを請ふ。子貞恭有りて其の家を嗣ぐ。)

これによれば、貞雄は文久元年、七十七歳で歿してゐるので、生年は天明五年といふことになる<sup>10</sup>。なほ、快烈公は、林衡(述斎)。

さて、敬字が「墓表」に於いて、貞雄の事績として特筆してゐるのは、『贍民録』<sup>11</sup>の撰述と印行である。『贍民録』は、天保年間の不作に対応するため、貞雄が著述したもので、その要旨は右の「墓表」にも述べられてゐる通り、夫食食ひ延ばし

仕法を説いたものである。貞雄は、天保七年十二月頃、自ら考案した夫食食ひ延ばし仕法を勘定奉行の許可を得て、代官を通して触れ出すやうにしたが、翌八年、更に内容を補足し、体裁を整へて『贍民録』と題する小冊子となし、これに領主である林家の高弟大郷信斎の序文と佐藤一斎の跋文を附したものの三千部を印行し、頒布したといふ。その版木は、今に福嶋家に伝へられてゐる<sup>(12)</sup>。なほ、貞雄には特徴のある農書『耕作仕様書』の著述もある<sup>(13)</sup>。

さて、先述の如く、貞雄の通称は「耕八」である。「耕」と「権」は口頭では紛れやすい。「八」と「七」も、記憶違いし易いであらう。宮沢竹堂の「権七救荒行」は、基本的には、天明の河野権兵衛のことを詠じたものであると思はれるが、時期が天保とせられ、主人公の名が権七となつてゐるのは、福嶋耕八の事績が混入せられたためではなからうか。

#### 四、結び

前節で見たごとく、本作品の作者宮沢竹堂は、自分が作品の主人公とした人物の名前や活動時期すら思ひ誤つてゐる可能性がある。もしさうだとすれば、杜撰と言はざるを得ないが、逆の面から見れば、作者の主眼が、(本人には無意識にもせよ)客観的な事実を詠するよりも、寧ろ、話に聞いた「権七」の行為を媒介として、自分の思想を主張することにあつたことを示すもの、とも言へるのではないかと思はれる。実際、「権七」に就いて具体的に詠じてゐるのは、第三段だけであり、比較的あつさりしてゐる印象を受ける。然らば、作者の思想とは如何なるものか、といふに、それを具体的に示すとすれば、財貨(非実用的な奢侈品)よりも農業(実際に人民を養ふ食糧)を重んずべきこと、為政者は儉素を旨とすべきこと、租税を軽くし、農民には愛情を以て接すべきこと、佞邪な臣下を却けるべきこと、などが挙げられよう。そして、現実には、それと正反対の行動をしてゐる「王侯貴人」が痛烈に批判せられてゐる。勿論、名前は出してゐないが、作者が江戸在住の処士であつたことからすれば、その念頭にあるのが、先づ第一に、千代田の御城の奥深い辺りのことであつたのは、



容易に推察せられよう。作者は、先に詠じた「永夜無事有所感、再詠左将」に於いては、徳川家を富士の根に喩へて、その弥栄を寿いでゐたが、それは、決して作者がひたすら体制に従順であつたことを意味するのではないことに注意すべきであらう。寧ろ、徳川幕府賛美と痛烈な為政者批判とが表裏一体となつてゐる点にこそ、近世の知識人の一類型としての特徴を見るべきではないか、と思はれる。

さて、ここで想起せられるのが、作者が奥州白河藩の出身であつた、といふことである。右に挙げた諸点は、白河藩主であつた楽翁松平定信の思想と軌を一にしてゐる。例へば、楽翁の著『白川政語』<sup>15</sup>は全十三則からなる政治論であるが、その第五則「政の本は食にある事を論」には、

人、食にあらざれば生せず、故に農業は政の本也、尚書洪範八政にも、是を以て第一とす、むかし帝舜位に即き岳牧にはかり給ふ初に、食哉維時とあり、周の世盛なるも農事よりして国を闢き、八百年の基をなせり、即ち詩経の豳風七月の詩は、文王の祖父公劉はじめて王業をひらき給ふ時の事にて、衣食は政の急務なれば、あらかじめ備へ置へきよしと百姓の耕作に苦勞する事をいはりて詠したる詩也、誠に衣食は王業の根本にして古今治乱のありさまを見るに、凡国家の治まるは、人君を恭儉にして、農桑に心を用ひ給ふより起り、其乱るゝは驕肆にして下民をしへたげ、農桑の事を忘るゝより起らざるはなし、

と言つて、農業の重要性を強調してゐる。また、第四則「人君の徳儉素を本とする事を論」では、

堯舜をはじめ奉り、代々の英主賢君皆儉素を守り給はざるはなく、国を失ひ身を喪すの君は驕奢ならざるはなし、国の盛衰興亡は儉素を守ると守らざるとにあり、

と言つて、驕奢を却け、儉素を尚ぶべきことを述べてゐる。更に、第十則「租税を銀にて納むる事并二利を貪るの害を論」では、

大抵小人は君の慾を窺て、民に聚斂して一時の利をむさぼり、暗君は小人の小利を貪り貨財を聚むるを以て忠也と思

ひ、聚斂の政行はるれば、下民の怨ミ皆其君に帰して終に離叛に至る事を知らず、

と言ひ、佞邪の臣の危険性に就いて述べてゐる。作者の主張と殆んど符節を合はせた如くである。或いは、右の如き主張は、近世には一般的なもので、態々楽翁を引き合ひに出すまでもないといふ見方も成り立つかも知れないが、楽翁の藩主在職は天明三年から文化九年までであり、作者の白河在住時代の藩主はまさに楽翁であつた筈である。作者宮沢竹堂が、楽翁の感化を蒙り、その思想を継承して、為政者の奢侈と農業軽視の風潮を批判してゐると解することは、十分、可能なのであるまいか。

なほ、現在知られてゐる竹堂の著述としては、『毛游漫草抄』の他に『房州雜詠<sup>16</sup>』がある。これは、片山恒齋がその「序」に「記其民俗土風。」（其の民俗土風を記す。）と言ふ通り、作者が好んで滞在した安房の風物を詠じた小詩集であり、政治的な要素とは一見縁遠いやうにも思はれるが、例へば、その中の、

午餉愷陰斟酒漿　　午餉　　愷陰　　酒漿を斟む

孩兒在背女条桑　　孩兒背に在り　　女桑を条す

里司仁厚無苛政　　里司　　仁厚にして苛政無し

活底幽風七月章　　活底の幽風七月の章

といふ作品などは、作者に「権七救荒行」の作があることを思ふ時、単なる風物の詩として見ることは出来ないであらう。片山恒齋は右の「序」に於いて、竹堂を一方では「白髮蒼顔。頽然自放。吟咏是事。無復意於世矣。」（白髮蒼顔、頽然自放、吟咏を是れ事とし、復た世に意あること無し。）と言ひながら、また「然其初志豈止於此者耶。蓋有足深悲者。」（然れども其の初志、豈に此に止まる者ならんや。蓋し深く悲しむに足る者有るなり。）とも述べてゐる。竹堂の「深く悲しむに足る者」とは、一体、何だつたのであらうか。

註

- (1) 拙稿「国立国会図書館所蔵『毛游漫草抄』翻刻附解題」(茨城大学人文学部紀要『人文学科論集』第四十三号、平成十七年三月)に翻刻した。以下、本文の引用は、原則としてこれに拠る。但し、字体を通行のものとするなど、一部、表記を改めた。
- (2) 名、胖。字、広甫。生歿年未詳。奥州白河藩の出身。母を養ふため江戸に出て、古賀精里の門人となる。三十歳頃、播州三草侯に仕へたが、母の歿後、致仕し、それ以後は専ら吟詠を事として世を過ごしたといふ。註(1)拙稿「解題」参照。
- (3) 拙稿「弘化期一詩人の詠じたる新田氏及び徳川氏」(茨城大学人文学部紀要『人文学科論集』第四十四号、平成十七年九月)、同「弘化期一詩人の詠じたる世良田義政」(茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科学論集』第一号、平成十八年九月)。
- (4) 原本で「鳴」に作るのを改めた。
- (5) 『国史大辞典』(吉川弘文館)「天保の飢饉」の項(衣笠安喜氏執筆)。
- (6) 『鴻巣市史』通史編二(近世)(平成十六年二月、埼玉県鴻巣市)第八章第二節の二。
- (7) 大日本地誌大系『新編武蔵風土記稿』第八卷(雄山閣)に拠る。
- (8) 一部未完であつたのを、その志を継ぎ、貞雄が整理、補訂して完成せしめてゐる。渡辺刀水「武蔵志の著者福嶋東雄」(『渡辺刀水集』平成元年二月、青裳堂書店)、小野文雄「武蔵志及び贍民録版木」(『埼玉県指定文化財調査報告書』第一集、昭和三十七年)(筆者未見)、『新編埼玉県史』通史編四(平成元年三月、埼玉県)第六章第四節、『鴻巣市史』第十章第二節の一。『武蔵志』は『新編埼玉県史』資料編第十卷(近世一)所収。
- (9) 『敬字文集』(明治三十六年四月、吉川弘文館)に拠る。
- (10) 『国書人名辞典』(岩波書店)「福嶋貞雄」の項では、生年を天明二年、歿年月日を天保八年二月十八日、享年五十六歳、とするが、全て不審。また、生家の苗字を成田とするのも不審。
- (11) 本文奥に「天保八丁酉五月」とあり、信斎の序には「丁酉の夏」とある。『鴻巣市史』資料編三(近世一)(平成五年九月、埼玉県鴻巣市)に翻刻、江戸時代女性文庫第四十四卷(平成八年五月、大空社)(桜井由幾氏解題)に影印。影印には佐藤一斎の跋文があるが、何故か、翻刻にはない。
- (12) 『鴻巣市史』通史編二(近世)第八章第一節の二、及び註(10)桜井氏解題、註(11)葉山氏解題、及び註(6)渡辺、小野両氏論攷。
- (13) 葉山禎作「農書『耕作仕様書』について」(『埼玉県史研究』第一号、昭和五十二年)、及び『江戸時代人づくり風土記』埼玉(平成七年九月、農山漁村文化協会)第四章の七。同書は、日本農書全書第二十二卷(昭和五十五年十月、農山漁村文化協会)(葉山禎作氏解題)所収。
- (14) 註(3)拙稿「弘化期一詩人の詠じたる新田氏及び徳川氏」。
- (15) 天明六年自序。以下の引用は茨城大学附属図書館菅文庫所蔵写本に拠り、私に読点を附した。
- (16) 嘉永元年片山恒斎序。「(紀元二千六百年記念)房総叢書」第八卷(昭和十七年五月、同刊行会)所収。以下の引用は、国立国会図書館鶯軒文庫所蔵版本に拠る。